

諫早市ホームページ広告掲載に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、諫早市広告掲載事務実施要綱（平成19年5月17日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、諫早市ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載しない広告の範囲)

第2条 掲載しない広告の範囲は要綱第3条の規定によるものとし、掲載する広告として不相当であると認められるものは次のとおりとする。

- (1) あたかも諫早市が推奨していると誤解されるおそれがある
広告
- (2) ホームページの調和を損なうと認められる広告
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）その他関係法令及び業界の公正競争規約等の各種規制に抵触すると認められる広告
- (4) 青少年の健全育成に影響を与える広告
- (5) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に該当する広告
- (6) 出資者及び出資金の募集広告
- (7) 人権を害するおそれがある広告
- (8) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (9) 社会問題を起こしている業種又は業者に係る広告
- (10) 行政機関から指名停止又は許可取消し等の行政処分や指導等を受けている業者に係る広告
- (11) 市民税等を滞納している業者に係る広告
- (12) 求人広告
- (13) その他市長がホームページへの掲載を不相当と認める広告

(広告内容の制限)

第3条 バナー広告及びリンク先ホームページは、次の各号のいず

れにも適合しなければならない。

(1) リンク先のホームページにおいて、広告の対象となっている製品・サービス等に関する情報を、諫早市が奨励しているとの誤解を与える表現をしないこと。

(2) リンク先のホームページにおいて、広告主の名称及び所在地を明示すること。

(3) 広告方法等が、業種、業態等に応じて、個別の法令等により規定されている場合は、当該法令に従ったものであること。

(広告の募集方法)

第4条 諫早市ホームページに掲載する広告は、ホームページ広告掲載に関する業務委託契約を締結している広告代理店（以下「広告代理店」という。）を通じて募集する。

(広告の掲載手続)

第5条 諫早市ホームページに広告を掲載しようとする広告主は、広告代理店を通じて、掲載しようとする広告の原稿及び関係資料を、諫早市総務部秘書広報課に提出しなければならない。

2 広告掲載の可否については、広告代理店を通じて、広告主へ通知するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月14日から施行する。